

第五十八回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第十五号

昭和四十三年四月二十三日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 足立 篤郎君

理事 鹿野 彦吉君

理事 熊谷 義雄君

理事 森田重次郎君

理事 角屋堅次郎君

理事 小澤 太郎君

理事 田澤 吉郎君

理事 中村 寅太郎君

理事 三ッ林弥太郎君

理事 赤路 友藏君

理事 伊賀 定盛君

理事 佐々栄三郎君

理事 柴田 健治君

理事 美濃 政市君

理事 樋上 新一君

出席政府委員

行政管理庁行政

監察局長

農林政務次官

水産庁長官

委員外の出席者

参 考 人

(全国さんま漁

業協合理事)

参 考 人

(全国漁業協同

組合連合会常務

理事)

参 考 人

(水産評論家)

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

同日

委員太田一夫君辞任につき、その補欠として赤

路友藏君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員栗林三郎君辞任につき、その補欠として栗

林三郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員長谷川四郎君及び赤路友藏君辞任につき、

その補欠として石田博英君及び柳田秀一君が議

同日

委員石田博英君及び柳田秀一君辞任につき、そ

の補欠として長谷川四郎君及び赤路友藏君が議

同日

委員井上泉君及び柳田秀一君辞任につき、その

補欠として工藤良平君及び赤路友藏君が議長

同日

委員井上泉君及び柳田秀一君辞任につき、その

補欠として工藤良平君及び赤路友藏君が議長

同日

委員井上泉君及び柳田秀一君辞任につき、その

補欠として工藤良平君及び赤路友藏君が議長

同日

委員井上泉君及び柳田秀一君辞任につき、その

補欠として工藤良平君及び赤路友藏君が議長

同日

委員井上泉君及び柳田秀一君辞任につき、その

補欠として工藤良平君及び赤路友藏君が議長

同日

委員井上泉君及び柳田秀一君辞任につき、その

補欠として工藤良平君及び赤路友藏君が議長

同日

委員井上泉君及び柳田秀一君辞任につき、その

補欠として工藤良平君及び赤路友藏君が議長

同日

委員井上泉君及び柳田秀一君辞任につき、その

補欠として工藤良平君及び赤路友藏君が議長

同日

委員井上泉君及び柳田秀一君辞任につき、その

補欠として工藤良平君及び赤路友藏君が議長

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

魚価安定基金の解散に関する法律案(内閣提出

第九〇号)

〇足立委員長 これより会議を開きます。

魚価安定基金の解散に関する法律案を議題と

いたします。

本日は、本案について参考人より意見を聴取す

ることといたします。

御出席の参考人は、全国さんま漁業協合理事伊

藤佐十郎君、全国漁業協同組合連合会常務理事池

尻文二君及び水産評論家宮城雄太郎君、以上三名

の方でございます。

参考人の方々は、御多用中にもかかわらず本

委員会に御出席くださいます、まことにありが

とうございます。

ただいま本委員会におきましては、魚価安定基

金の解散に関する法律案を審査いたしております

が、本案について、参考人の方々から忌憚のない

御意見をお聞かせいただきたいと存じます。

なお、はなはだかつてございまして、時間の

都合等もありますので、参考人からの御意見の開

陳は、お一人二十分程度にお願いいたします。

議事の順序につきましては、まず参考人各位か

ら御意見をお述べいただいた後、委員各位より参

考人の御意見に対して質疑をさせていただくことと

いたします。

まず、池尻参考人をお願いいたします。池尻参

考人。

〇池尻参考人 私は、全漁連の常務理事をしてお

ります池尻でございます。当委員会におかれまし

ては、日ごろ沿岸漁業並びに中小漁業の施策に関

しまして一方ならぬ御配慮を賜わっておりまし

て、この点、全漁連といたしましても深く感謝申

し上げる次第でございます。

本日は、魚価安定基金の解散に関する法律案に

ついて、参考人として若干意見を申し述べたいと

存じます。

御承知のとおり、魚価安定基金は昭和三十六年

に、当時サンマその他の多獲性魚類の生産及び流

通をめぐる諸事情の推移にかんがみまして、漁業

生産調整組合、水産業協同組合等が、これらの多

獲性魚の価格安定のため、自主的に行なう調整等

の事業につき助成することを目的として、資本金

約一億六千万円、そのうち政府出資八千万円で

ございまして、その特殊法人として設立されたもの

でございます。つまり、季節的に一地域に集中し

て水揚げされるアジ、サバ、サンマ等々の多獲性

魚類の、いわゆる大漁貧乏を食いとめるために、

当該漁業者が生産調整組合法に基づく調整組合を

組織いたしました。漁業者が自主的に行なう生産

調整の事業に対し、所要の助成をする措置、並び

に一方におきましては、豊漁で生産地では市場の

処理能力をこえて水揚げが行なわれずと、どう

してもこれが生鮮食料としては供給できないとい

う事態になり、これを結局魚かすの生産に向けさ

るを得ないというような場合、またこのような状

態のときには、当然に主要水揚げ港におきまして

は魚かすの生産量もふえることになって、ために

魚かすの相場も下がるということが通常予想され

ますので、このような場合には、漁業協同組合あ

るいはその連合会等が魚かすを一時調整保管し、

一定期間これを市場から隔離をいたしまして、市

況の値上がりを経て販売することによって、結

果的にサンマの一定価格、つまり基準価格を維持

させるといふ効果をねらい、そのときに、漁協等

が調整保管をするに要する保管経費の一部を交付

する、これが、魚価安定基金の趣意でございます。

以上が、魚価安定基金の趣意でございます。

以上が、魚価安定基金の趣意でございます。

以上が、魚価安定基金の趣意でございます。

以上が、魚価安定基金の趣意でございます。

以上が、魚価安定基金の趣意でございます。

以上が、魚価安定基金の趣意でございます。

以上が、魚価安定基金の趣意でございます。

以上が、魚価安定基金の趣意でございます。

以上が、魚価安定基金の趣意でございます。

以上が、魚価安定基金の趣意でございます。

金として交付するという、いわば大漁貸乏の対策を、一つは生産それ自体の面から、そして一つは魚かすの流通の面に着目をしていたとして克服しようとする、最小限度の救済対策を法制化したものでございます。法制的には何もサンマだけが対象ではなく、その他の多獲性魚類もこの政策の対象になり得ることになっていたわけではございませんが、現実的には、御承知のとおりサンマという漁業は、大体いわゆる秋から初冬にかけての限られた二、三カ月のシーズンに漁獲されるということ、及びサンマの漁場の関係でどうしても北海道、三陸といった水域に水揚げが限定されるといふ性格を持ち、このことが他の魚種以上に豊漁貸乏の可能性をより多く有するであろうということから、結局はサンマの漁業者だけがこの法制の対象になるという意欲を持って、生産調整組合の組織もつくり、基金の出資にも応じたと私は理解しているわけでありまして、他の漁業、たとえばアジ、サバ等は、サンマに比較いたしまして漁場、漁期が全国的な広がりを持っており、あるいは操業も周年であるということから、サンマ漁業者はど何もみずからの金まで出して、出資までしてこの政策に乗ろうとする切実性を感じなかったのではないかと私は想像しておる次第でございます。その意味では、この基金は多獲性魚類の生産者全体にとりましては、すでに制度創設の時点いでも必ずしも魅力のあるものとして受け取られてなかったと私は思うのでございます。

ところが、そのサンマでさえも、近年は御承知のとおり、その漁獲量が漁海況の変動等により大幅に減少してまいり、最近ではサンマは多獲性大衆魚という名から受ける印象よりは、むしろよりきわめて貴重な魚となつてしまった感があるのでございまして、このような生産の状況変化と、それからその後水揚げ地における生産地冷蔵庫の建設等にも国の助成がなされるなどとして、冷凍保管能力も逐次増大をしてまいり、また加工業の発達等によりまして水揚げ地における処理の能力も逐次増大し、かたがた輸送手段等の発達によりまして、さらにその傾向に拍車がかけられていると

て、さらにはその傾向に拍車がかけられているといた環境の改善等のために、かつて見られました大漁貸乏によつてサンマの価格が暴落をして、漁価安定基金の機能が活用されるという事態も少なくなり、いわば火事に備えてせっかくポンプを用意いたしましたが、一向に火事が起こりそうにもなく、したがってポンプの使い道がないという、もちろんそのポンプもさびついで、はたしてその機能がよいかどうかかわらないという問題は一面ございまして、そういつたようなことになつて、このたび行政機構の簡素化の一環として解散の方針が決定されたことは、今国会にその法案が上程されるに至りましたことは、まことにやむを得ないところと存するのでございます。

しかしながら、もともと漁業の生産は本質的に変動性を有するものであり、ましてや多獲性魚類の漁獲は時期的に、地域的に集中するという制約を受けているものである限り、これらの魚価安定対策そのもので、基金の解散を承認するからといって、これを野放しにしてよいなどと考えているものでないことは当然でありまして、基金の廃止もまたやむを得ないというのを申し上げるのには、当然により強力な魚価安定対策が講じられるというのを前提にしていることは申し上げるまでもないこととでございます。確かに、最近水揚げ地における冷凍保管、輸送施設等の処理能力は往年に比べて相当に整備をされてまいりましたが、これらの施設の増加も、基本的には商業ベースにおける採算で動いていることを考えますときに、おのずから魚価対策という公共的使命を果たすのには限界がありますので、現にイカ、サバ、スケソウダラ等の多獲性魚は、昨年におきましても局地的に大量貸乏の事態を惹起しております。また、最近におけるスケソウダラのごときは、北洋底びきによる漁獲高が飛躍的にふえてまいりまして、すでに百二十万トンの漁獲量といわれておりまして、その価格の低落は慢性化の心配さえあると考えられるのでございます。

してりおますように、わが国の水産物の消費需要はきわめて旺盛でございまして、現に生産供給が需要に追いつかないという傾向にあり、この需給関係が外国水産物の輸入に拍車をかけている状態であり、さらに、今後の趨勢と見通しにいたしましても、わが国の国民一人当たり動物たん白質の摂取量の現状及びわが国の地理的環境のもとにおける畜産業成長の度合いの限度から見まして、ますます水産物によるたん白食糧の代替の必要性は、超長期的展望ではいざ知らず、少なくともこの当分は、著しくその重要性を持つという情勢が続くと思つてございまして、なぜならば、わが国が欧米先進国並みの国民一人当たりたん白摂取量に追いつくためには、少なくともまだ現在の約二倍以上のたん白摂取量を必要とするからであります。

このような客観的情勢のもとにおきまして、水産物の流通において、もし産地の漁業者は魚価の暴落に悩み、遠隔の加工業者は原料魚の入手難と高値に、そして一般消費者は魚の一向魚が安くならないという事態が存在する方向で、新しい観点から、その矛盾を解決する方向で、新しい重要な施策としてより体系的な魚価安定策が講ぜられるべきが至当であると考えてございまして、その意味におきましては、政府としても今後に講ずべき対策の構想をあらかじめ用意しておき、今回の魚価安定基金の解散に踏み切るべきが至当であったと考える次第でございます。同じ生鮮食料品である農産物に対して、きわめて強力な対策が実施せられていたことを彼我較量いたしましたとき、特にその感を深くするものでござい

いたことは申し上げられませんが、その検討の中で、私は私なりに感じていることを申し上げるならば、今回魚価安定基金は解散いたしましたも、その助成対象の一方の機能である漁業生産調整組合の機能は、最小限最終的な防衛策として残るであらうと考えます。もちろん先述しましたように、全体的には水産物の生産供給が需要に対して不足している時代でございまして、これを積極的に活用する背景にはございせんが、これを積極的に活用する背景にはございせんが、どうして時期的に、局地的に大漁貸乏の状態に対処するためには、最小限の漁業者の自衛施策として、これを否定することはできないと思つてござい

それから私は、さきに農産物の価格支持制度を羨望すると申しましたし、また私どもの内部におきまして、何らかの形で魚の価格支持を要望する意見も相当にあるわけではございますが、しかしながら水産物の場合に、直ちに農産物における価格支持方式を単純に機械的に適用しようとしたとしても、なかなか実現できにくいという問題が、実はこの魚価安定対策を考へていく場合の一番の悩みかと思つてございまして、つまり、水産物の特性から見まして、刻々の鮮度の変化によつて価格も変化する性格を持った鮮魚形態のものを、一定価格で買い上げたり、補給金を交付したりして、価格そのものにストレーツでタッチしていくという制度は、とても実現が困難だと考えられるからであります。たとえば、イカならイカが値段が下がらなかつたとしても、ときならずしてまた回復をして高くなるという、いわゆる価格サークルの変動やフレがなかなか予測できないし、また慢性的に値が下がったままでもうにもならないという状態の魚は、実はその生産量がある一定量を越えたら、それに見合つて需要がついていけな

の生産量を上回る状態がもし続くとすれば、この例になるわけでありまして、それには別の消費を開発しない限り、最終的な、根本的な解決がつかないと考えられるからであります。

そこで、魚価安定というこのきわめてむずかしい問題を今後政策的に解決していくためには、先述いたしました漁業生産調整の機能を最低線に置きながら、基本的には鮮魚形態ではない、比較的に品質の変化しにくい冷凍品並びに加工品形態のものを飛躍的に増加させることとあわせて、適切な調整保管の機能を起点としながら、水産物の利用配分の動向に際して、生産地から消費地に至るまでの生産、消費、流通、全般にわたって総合的な対策を樹立する以外に、方途はないという結論になるのではないかと考えられます。

たとえば、今後水産物の商品形態といたしましては、現在でもすでに三八%という数字を示しておりますが、冷凍魚の比率が今後ますます高まってくると思われるわけでありまして、つまり、今後は生産地の仕向け段階におきましても、冷凍の占める比重が飛躍的に増加するであろうということ、それから生鮮消費における冷凍魚の比重がますます大きくなるであろうということ、それから加工形態の消費が一そう促進されるであろう、以上の三点が著しい特徴として認められるわけでございますから、この新しい傾向に即して、当然に魚価安定に果たすべき冷凍庫の機能をどのよう

に考えていくかという問題が、構造的な見地から把握されねばならないと思うのでございます。そこで、私は今後の構造といたしまして、冷凍魚のストックポイントとしては、消費地における冷凍庫を主体として考え、一方生産地におきましては、今後ますます発達する水産加工業のための利用及び今後増大の予想される冷凍魚の最小限の保管利用に必要な程度の規模の、能率のよい冷凍庫を新設することによって、可能な限り既存冷凍庫の稼働の向上をはかる方向で考え、個々の冷凍庫の保管能力だけを拡大しても、漁況の状態によつては、経営採算割れという経済上のリスクの

問題を考える必要がありますので、主要生産地におきましては、むしろその地帯の冷蔵庫群が漁獲増大のときに対処し得るように、共同して別に保管冷蔵庫を共有し、これに豊漁時における調整保管の機能を果たさせるのも一策かと考えるわけでございます。つまり平常レベルでは、水産物利用配分の動向に応じて稼働率を向上させながら、豊漁時にも調整保管の機能を各冷蔵庫が分担し得る体制を考える必要があるからであります。そして生産地の体制といたしましては、凍結を含む加工のにない手としての役割りを主眼とし、特に流通改善、将来の需要の動向に即し、前処理、コンシューマーズバック等の新しい商品形態の処理加工を推進していくと同時に、かすり身等の中間生産物あるいは塩干等の低次加工、かん詰め等の高次加工も適地対策として振興していく。それから

将来における産地労働力の逼迫を予想いたしまして、冷凍品の品質向上の要請に対処し、市場、保蔵処理加工等の流通分野の近代化、省力化をはかるため、水揚げの集中する地帯におきましては、施設の近代化、省力機械の導入、共同利用施設の設置をはからせるため、たとえば一定の適地を指定いたしまして、産地流通加工基地等の建設の構想を持って、冷蔵、凍結、加工、輸送施設等を総合的、重点的に設置し、この基地を中心として規格の統一、前処理体制の促進、販売体制の改善整備等をはからしめるといった体制を積極的に推進する必要があるのではないでしようか。

そして消費地におきましては、当然時代の趨勢といたしまして、今後ますます冷凍魚あるいは冷凍食品形態の商品の流通が促進されてくると思ひます。また、現に促進されつつございまして、そのことは、現在の末端流通処理形態を好むと好まざるにかかわらず変えてくる必然性を持つていて、思量されるわけでございます。このことは、こ

とばかり言え、水産物の完全商品化の時代に入りつつあるというところでございまして、必然的にそれに合った水産物の流通機構の問題が提起されるのでありましよう。現在、国の補助を受け

て私どもの全漁連、市場卸売人、そして消費地冷蔵庫の共同運営で冷凍水産物流通改善事業、つまり冷凍魚を生産地で製造し、それを消費地冷蔵庫に保管をして、水産物価格の高騰のときに放出するといった機能を、二年前から東京、大阪において実施しておりますが、系統団体と市場消費

と問題を持つておることも事実でございます。しかしながら私どもは、将来の、先述いたしました水産物の流通関係の動向をにらみながら、それに至る道程として、冷凍水産物流通改善事業の改善すべき点は改善しつつ、これをさらに六大都市等に拡大するなりして、先ほど述べました新しい体制がえをした生産地と連携をして、一つの流通経路をつくり上げることも一提言かと思ひ次第でございます。

このように、一連の対策を考えるにあたりましては、私ども漁協系統におきましても、共販体制のより一その整備、あるいは系統冷蔵庫網の相互運営等に努力をしなければならぬことは当然でありまして、この対策にはかなり思い切った投資、助成を必要とするかと思ひます。たとえば、商業ベースで動いておる冷蔵庫の機能に対し、あるいは調整保管といった公共的機能を与えることがあつた場合、そのリスクの負担をいかにするかと問題、加工団地を構成するに必要な投資並びに近代化施設についての助成、あるいは新規製品を研究開発するにあつたの手厚い援助措置等々、この際思い切つて既存補助事業の再編とも相まって、これが推進につとめる必要があつたかと思ひます。

いろいろと意見を申し述べましたが、魚価安定の対策はどうしてもある局所的な、そして瞬間タツチの政策ではどうしてもきめ手にならない点を指摘し、勢い、その対策は総合的かつ体系的なものでなければならぬと考えられるわけでございます。魚価安定基金が解散されるこの機会を好機といたしまして、新しい情勢に対応した水産物の価格安定対策が真剣に検討され、実現されるよう

に御要望をいたしまして、意見の開陳を終ります。(拍手)

○足立委員長 ありがとうございます。

次に、伊藤参考人からお願いいたします。伊藤参考人。

○伊藤参考人 昭和三十六年に法律第二百二十九号をもちまして、魚価安定基金法が成立いたしました。これはわが国漁業に最も重要な地位を占めていた多獲性魚が毎年毎地域域的、季節的に集中いたしまして、そのために魚価が暴落いたしますから、いわゆる大漁貧乏ということが繰り返されてまいりました。この漁業経営者の不安定要因が慢性的に存在しているのを緩和する、あるいはできるならば解消したいというねらいをもつて、漁業経営の安定のためにこの法律が生まれたものと私は了解しております。

時あたかもサンマ漁の一斉解禁の直前、八月の公布でございましたので、全国さんま漁業調整組合の行なう調整等の事業に関する助成をまず開始されるということになりましたのも、けだし当然の成り行きであつたと存じます。

しかしわれわれは、当然にその後対象魚種あるいは対象漁業の種類がだんだん拡大されて、逐次この基金に対する関係の出資、あるいは政府の出資に見合うところの地方公共団体あるいは民間の出資もそれぞれ増額されて、漁業経営の安定には大きく貢献するであろうことを御期待申し上げておたわけでありまして。しかるに、自來六年有半、イカ、サバ、スケソウ等の多獲性の魚は一つも対象魚種としては追加いたされませんでした。当初の政府出資八千万円を含む一億六千四百十万円そのまゝの基金量でもって解散直前まで推移したということ、まことに遺憾千万に存する次第であります。

点のあったことも、深く反省しなければならぬと考へております。それにも増して政策を掲げて公約をしていたのが、サンマだけでも年産百億内外の生産高でございますが、その百億の魚価安定対策に八千万円をべん投資すれば、それで効果があるかのような考え方というのは、おそらくこれは錯覚ではなかったかと思うのであります。これについては財政当局といえども、魚価の安定はしかく安易なものとはまさかお考えになつていなかったであらうと私は想像いたします。よく考へてみますと、こういうはんば政策が行なわれ、そのまま放置されるというようなことが、漸進的な積極政策さえもセーブするような矛盾が伏在しているのではないかと考へる事案として存在しております。漁業経営は決して安定したとは申せません。このときにあたつて、行政簡素化の名のもとに、当面政府一般会計あるいは財政投融资等にも直接の影響もなさそうないわばミクロ的な存在にすぎないこの魚価安定基金を、まづ先に解散しなければならぬというところにつきましては、私いささか疑問を差しささむものであります。

もちろん、臨時行政調査会ですかの先生方の業績について、私は一般的にはこれを高く評価しておりますが、何となく財政当局と行政管理局との庄縮作用によつて、水産の行政水準がまるで根底からくずれてしまふような懸念を感じまして、何ともすなおにこの解散に対する法律を認める気持ちには、容易になれなかつたのでございます。しかしながら、いろいろと諸般の情勢を考へてみますと、これもまたやむを得ないと思ひます。この行政簡素化にあつて、第一次案として五つの団体、法人等が指定を受けましたが、そのうち二つは水産でございます。この基金と、もう一つは漁業協同組合の整備基金でございます。他の三つのものは、団体そのもの、法人そのものはなくならずとも、事業は何かの形で統合され、

継続される形のものでございまして、水産の二つだけは名実ともに姿を消すということになつております。何となく不均衡のような感じがいたしてあります。しかもその出資ばかりではなく、基金の運用による果実の大半も、これを国庫に帰属せしめられるということをおつておるのであります。これは何か約束が違ふんじやないかという感じが、率直に感ずるのであります。私はそういう意味で、個人的にはどうも釈然といたしませんけれども、本日はさんま漁業協会の理事として、組織の統一の見解を要約して申し述べなければならぬ立場でございます。

すなわち、最近における流通事情等の変化によりまして、基金がその機能を十分に發揮できなかったことからこのように至りました。また、本法案の上程されるに至りました事情はよくわかりました。これはまことにやむを得ないものとして、この解散を承認せざるを得ないという立場をとるものでございます。しかしながら、多獲性魚の漁獲が時期的、地域的に集中するという制約から、一時的な過剰生産の現象は依然としてあとを断つておりません。したがつて、魚価対策は基金解散後といえどもきわめて重要であり、この対策を輕視することは断じて計されないと存する次第であります。現に昨年も、イカ、サバ、スケツウ等につきましては、明らかに魚価暴落の現象があらわれ、漁業経営の面にも非常な好ましさからざる状態があらわれております。先ほど池尻参考人が申し上げましたように、加工の面においても一般消費者の面においても、相当大きな矛盾が顕在しているわけでありまして、同じ食料品である農産物、畜産物に対して、現に行なわれているような強力な対策が、水産においてもとられなければならぬと思ひますが、この問題に対しては、むしろ今後にかかつていふという感じがいたすわけでございます。

ち昭和三十六年、時の衆議院農林水産委員会の魚価安定基金法案の審議のうちに、自民、社会、民社三派の同意によつて採択されました水産物価格の安定方策の確立に関する決議の御趣旨を私は思ひ出すのでありますが、これは七年も前のお話でございますけれども、その当時から認めをいたしてあります調整保管なり、金融対策なり、流通改善なり、各般の諸施策をどうか総合的に強力に実施していただくように、そのために必要な法制上、財政上の特段の御配慮をお願いしたいと要望する次第でございます。このことは、先般全漁連、全さんま以下七団体の代表者が、連署をもつてそれぞれ陳情申し上げました要旨とおおむね一致するものでございます。

最後に私は、二、三の点について私見をつけ加えさせていただきます。一、基金解散の後に、水産物価格の安定対策についてどうするかというところにつきましては、水産庁のほうでもいろいろ御心配をいただいております。でございますが、われわれ民間におきましては、委員会を設けて鋭意研究を重ねております。成果を得次第あらためて御検討をわすらわすことにならうかと思ひます。

次に、仄聞するところによりますと、この基金解散にあたりまして、剰余財産の処分についてでございますが、基金の運用による大半の果実を国庫に帰属せしめて、さんま団体に対して何かその一部を交付なさり、あとは適当にやれというやうなふうに向うのでございまして、私の伺つたところからどの程度に真実か、まだわかりませんが、約八分の五ぐらいのものは、出資金と同時に国庫に帰属するといふふうに向うと聞かされております。この基金が機一つに電話一本、よくある町のブローカーの事務所のようなものであつてマスコミにあげつらわれるやうな、節約をあえてして生まれました果実が四千万でございます。私は裏聞にして、かくのごとき節約を續けてきた公団も公社もほかには存じ上げません。そ

れを魚価対策を全面的に取りやめて、果実までも大半こうして吸い上げるということについては、何となく私どもは不満でございます。私、個人として率直な感懐を申し上げることを許していただければ、それは果実が必要であるならば、のしをつけて金額差し上げてよいと思ひます。すけれども、しかしそれでは浪花節になります。し、組織の代表者としては、それもいたしかねる実情でございます。

最後に、わが国の漁業経営安定のためには、魚価対策も必要でございますけれども、それと並行いたしまして、どうしても一つお願いしたいことがございまして、それは、先国会におきまして漁業災害補償法の改正案を御決定いただきました。また、それに必要な予算措置も講じていただいたわけでございます。おかげさまで、わが漁民に与つてまことに感謝感激にたえない次第でございます。ただ、この共済事業といふのは漁業経営の安定上不可欠の要件ではございまして、ただいまのところ操業日も浅く、特に養殖共済のしよい込みのために、漁共連及び各県の共済組合はたゞいま四苦八苦の状態でございます。先国会におきまして私、参考人として当時この問題についても触れたわけでございますが、どうかこのやうなものもさらに強く育成していただきまして、価格対策と共済事業の充実に両面から、わが国の漁業経営がますます向上し発展するような経営の安定策をお願いしたいと存する次第でございます。

とにかく、少なくとも年産七百万トン、金額にしても六千億をこえる水産物の問題でございます。魚といふことではなしに、国の大きな立場における食糧政策の一環として、これらの問題についてさらに十分に御検討をいただくと同時に、私どももできるだけ勉強はいたしたいと思ひております。よろしくお願いしたいと思ひます。

以上で終わります。(拍手)

○足立委員長 ありがとうございます。

次に、宮城参考人をお願いいたします。宮城参考人。

○宮城参考人 私は、魚価安定基金存廃の問題に先立ちまして、若干の見解を申し上げておく必要があるのではないかと存じます。

それは三十六年に魚価安定基金並びに漁業生産調整組合法の両案の御審議の際に、参考人として本委員会においでお世話になった公述をいたしておきます。漁業者はその漁獲物を食品として生産し、それが公正な価格において販売されることにより、再生産を可能とする経営の安定を望んでおられるのであつて、非食品たる魚かすの支持価格において救済されることを望んでおられるのではないかと存じます。

処理施設の充実等に力を尽くしていると記載されておりますが、現実にはその施策が十分に遂行されておらず、昨年の北海道におけるホッケやスケソウの大暴落下がり、秋田県においては箱代にもならないようなハタハタ魚の暴落等の現象は、常にどこかで、あるいは何かの漁業で起きているのであります。それが局地的であり、小生産者間の問題であるがために、かつてのサンマ大漁時におけるような、政策対象として中央で問題にならないだけなのであります。

かかる政策的な偏向は、常に大資本企業の要求の陰に中小企業の要望が黙殺されているという現実の中に、私はその片りんをうかがうことができておるのであります。そのことは、特殊法人の整理に關し、昨年八月十日の朝日新聞の社説が、整理統合してもさしたる影響のないもので、問題にはなっていない、抵抗が弱かったり政治的圧力のあったと思われる、いわゆる大型法人は避けたいが強いといふも指摘していることと、一脈相通するものがあるような感じがいたします。

それはともあれ、極言いたしますれば、漁業における価格政策並びに流通構造の改善施策は未確立であり、むしろ漁獲物流通対策は魚価高現象に依存していると言つても過言ではありませぬ。このことが、魚価安定基金並びに漁業生産調整組合法成立の際の本委員会の決議を十分に生かすことができなかった。したがつて、これが今回の事態の遠因と相なったものと言つては言い過ぎなのであります。

なぜならば、御承知のように漁業は常に自然的影響を受け、その生産性は常に左右され、あるときは需要をこえる豊漁に恵まれると思へば、あるときには生産費を償い得ない不漁に見舞われるという変動の常ならざる産業であります。かかる宿命の性格にもかかわらず、漁業は消費者との対応においては、できるだけ平均的価格において国民需要にこたえることが、食品産業としての使命であるからであります。

政府は、いわゆる漁業白書において、漁獲物の

危機感を持つていたからであります。まき網の主要対象魚種であるアジとサバの九年間の魚価の足取りを見ますと、平均価格は変動的でありまして、サバの場合は、九年前から見ますと漁獲高が二・一倍にふえております。したがつて、キロ当たり単価は二割五分の低下を示しているののであります。これを、生鮮魚介類の消費価格が七年間に八割一分の値上がりをしたことと対比してみますれば、サバに關する限りは、ある意味においては一種の大漁貧乏の現象を呈しているとも言えないことではないのであります。

の改正によつて、漁業経営は曲がりなりにも所得保障の道が開けてきたこととあります。まだまだ不十分であるとしても、この制度と貯蔵能力の拡大が、漁業生産調整組合並びにサンマだけを対象とした魚価安定基金を、一そう影の薄いものとしたことは争えない現実であります。しかし中小漁業においては、漁業収入の増加にもかかわらず、漁業支出は各漁船階層ともに増加し、その増加額が漁業収入の増加額を上回り、漁業所得が減少するという結果に相なつておると、最近の農林省の漁業経済調査報告は指摘しているのであります。

さらに考慮を要する点は、漁業はともすれば過当競争におちいりやすい體質を持つておられるのであります。そのために、技術革新に対応し、漁獲努力を集中的に強化することがしばしば見られるのであります。その結果、漁業者は借り入れ資本に依存する度合いがはなはだしく、五十トン階層以上の漁船経営者の自己資本率は、平均いたしまして三〇%前後でありまして、企業體質の不健全性を示すものと言つていいのであります。資本の有機構成の低さは、すなわち何らかの物的障害に当面する場合、たちまちその経済的破綻につながりやすい危険性を持つておられるのであります。それゆえにこそ全漁連等の七団体は、ただいま伊藤参考人が申されましたように、魚価安定基金の解散はやむを得ないといつても、水産物価格安定対策に關する陳情書において、今後の水産物価格安定対策が強力に実施されるための法制上、財政上特段の配慮を要望していることは、もっともしごくなことと存じます。

ともあれ、国民生活に不可欠な動物性たん白食品の六割は、水産物の供給によるといふ日本の特殊な食生活の環境からいいたしまして、産業的地位はたとえ低くても、水産業に課せられた使命はきわめて重要であります。それがとかく輕視されがちなことは、私も関係者にとつて常に不満とするところと存じます。

魚価安定基金の解散に關する法律案の第七条に

昭和四十四年四月二十三日



において、「残余財産を分配した後において、なお残余を生じたときは、基金の目的に類似する目的のためにその残余財産の全部又は一部を処分することができ」と規定されておりますから、どのような方法においてか魚価安定政策を進めになるのでありましようが、これについては後に意見を申し上げるつもりであります。

さて、その前提として触れておかなければならない点は、業界並びに政府の御見解と私の立論の差であります。業界の有力なる見解を要約いたしますと、漁業災害補償制度の充実、漁業生産調整組合の活用、コールドチェーンの拡大といった方向で生産者と消費者のためになる魚価安定策を推進せよ、こう述べておられるのであります。が、今後の水産物流通機構の改善並びに魚価安定制度を考えます場合に大切なことは、次元の異なる問題を混同してはならないという厳格なる分析が必要であるということでありま。

第一に、漁業災害補償制度は、漁業の再生産を補償するという点においては、前にも触れましたように、確かに漁業経営の安全弁の役割を持つてゐることは否定することができません。しかしそれは魚価安定、すなわち公正なる価格形成のもとで、生産から消費に至る過程を合理化するという効用は持ち得ないのであります。したがって、魚価安定を漁民のふところ勘定の面から考えますならば、同じ効用を持つてゐるように見えても、実は次元の違う問題であると理解していただきたいのであります。

第二に、コールドチェーンについて申し上げますが、現在進行中の低温流通がコールドチェーン・システムかどうかにつきましては、多大の疑問を私は持つております。現在コールドチェーンなる用語が、魚価安定のキーポイントのように喧伝されておりますけれども、それが実際の効用を発揮するまでには、漁港における処理能力、消費地における配分施設、適正流通のための情報、輸送施設の充実等々に要する巨大なる財政投融資なくしては、真実のコールドチェーンの実現は不

可能なのであります。かりに現行のシステムを合理的に改善するならば、一步その本質に近づくとしても、私は幾つかの矛盾と問題点のあることを指摘せざるを得ません。本国会に提出されております沿岸漁業等について講じようとする施策の中には、「冷凍漁協会に助成し、移動展示車を使用する等により小売業者および消費者に対する冷凍魚の普及を推進する」と述べてあります。公述人はその効果を否定するものではありません。しかしながら、次のような矛盾をはらんでゐることも現実であります。それは、現在九百をこえるSA級冷蔵冷凍施設を、その保管規模から見ますならば、多くは大手の漁業資本または冷蔵資本の手にあるといつてよいのであります。しかも、これらの大手業者が投資効率をあげ得る要諦は、多獲性水産物の価格下落のときに買い入れ、相場の上昇したときにこれを放出するという、従来の商習慣をそのまま踏襲してゐるのであります。これは商業取引上の経済法則といつてもよいのであります。その観点から見ますならば、コールドチェーン方式はいまだ未確立であつて、現行の状況の中では、魚価安定が、生産から消費に至る一貫した相互利益を生み出すためには、現実の矛盾の側面を十分に検討してかかる必要があるのではあります。

このような構造的矛盾に対応するためには、私は沿岸漁業構造対策事業として、漁協並びに漁協連合会において施設された水産物貯蔵設備を、現在のごとく個々分散的に経営するのではなくて、漁業協同組合系統が一体となつて有機的に運用することができるよう検討すべきであると考えてゐるのであります。率直に申し上げます、そのような体制は全くでき上がつてゐると思へません。そのために、せつ々しく施設をされた冷蔵冷凍施設が遊休化してゐるという実例を、私は各地において見ております。しかもその反面、近傍の漁港冷蔵庫は満庫し、豊漁時に対処し得ないというふしぎなる現象を呈してゐるのであります。これは漁協系統の一体化が未確立であるからではあ

りますが、それを可能にする施策を、政府及び漁協系統全体の中において速急に検討するべきことを意味するのではないであらうでしょうか。

さて私は、いまの漁業は、魚価高にさえられ一般的現象の中において、なおかつどこかで生産費を償ひ得ない大漁貧乏が存在すると申し上げました。この漁業に避けがたい宿命の克服のためには、小手先の安定策を、畜産等の例にならつてやつても、なかなか効果はあがるものではないとせん。したがつて、漁業の構造的変化に対応した長期的な魚価安定対策が考えられなければなりません。と申しましても財政硬直化の今日、その財源を政府予算にのみ依存することはできません。

そこで、考えらるべき若干の財源造成の問題について、二、三指摘してみたいと思ふのであります。

その第一は、年間六百億円をこえる輸入水産物から差益利潤の一部を国庫に納入せしめ、これを魚価安定財源の一部にすることでありま。もうからない仕事であるならば、大商社が競争的に国外水産物を輸入しようとはありま。しかも、国内需要はさらに旺盛となり、供給はこれに追いつき得ないのでありますから、高物価現象の中においての輸入は増大するとともに、超過利潤率もまた高くなるはずであります。

第二の財源として考えられます点は、国費によつて開発された漁場、主としてそれは海外漁場でありま。それに展開操業する漁業者からは、一定率の賦課金を徴収する。これは受益者の一部国家還元であり、漁業者はこれを均てんせしめ、いわゆる魚価安定対策ないしは流通構造の変化に対応するための費用といふべきであります。

第三は、北洋への転換底びきトロールのごとく、遠隔漁場への転換を理由として、大規模の増トンが認められておるのであります。これは一種の恩恵的措置でありますから、これらもまた一定率の許可料を納付せしめる制度を検討すべき

でありま。第四は、国外漁場からの持ち帰り水産物に対する賦課金徴収であります。現在国内に搬入される水産物は、輸出分を差し引きまして十三万六千九百トンになっておりますが、主としてそれは高級魚ないしは中級魚であつて、沿岸漁業者の生産物と競合関係にあります。と同時に、一般的漁業利潤率よりも、内地操業の漁業よりも高い利益を生じてゐるものと想像して間違ひないのであります。したがつて、その差益の一部を納付させることは、その企業の大きさからいつても無理な注文ではないのであります。

第五は、局地的に起こりやすい魚価暴落に対しては、その地域の知事がこれに対処し得るような制度を確立し、その救済資金と同額またはそれ以上の国庫助成の道を開くこととあります。このような方法において魚価安定対策を強力に推進することは、決して無理な方法とは私は考えないのであります。しかも、このように差益利潤により、不安定な状況に置かれてゐる漁業者の救済措置並びに生産者にも消費者にも双方に利益する流動体制をつくり上げることが、社会正義の上から申しましても当然考慮すべき政治的配慮であると信ずるのであります。と同時に、安定基金の消滅によつて、いわばやもめになつた漁業生産調整組合の、その性格の変化に即応して、これをさらに安定的に一步前進せしめ得る費用とするというところが、先ほど五点到わたつて申しました賦課金制度のねらいであります。

最後に重ねて申し上げますが、短期現象に振り回されてゐる、長期的な漁業の産業としての位置づけはできません。数年後には水産物の国内需要は二百万トンの供給不足を生ずるものと推算されております。したがつて、政府は、長期的展望に立つ増産対策を確立すべきであり、予想される漁獲努力の拡大とその流通対策に一そう抜本的な措置を講ぜられんことを、安定基金の解散がやむを得ないという状態に相なつた代償として、さらにさらに強力に御検討相ならんことを希望いたします。

て、参考人としての公述を終わります。(拍手)  
○足立委員長 ありがとうございます。これにて参考人の御意見の開陳は一応終わりました。

○足立委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 きょうはお三方の参考人に来ていただきまして、貴重な御意見を賜りました機会に、二、三参考人の方々に尋ねをいたしたいと思うのでございます。

魚価安定基金の廃止に関する法案の審議にあたりましての考えは、私、伊藤さんの考えと同じような気持ちを持っておるわけでありまして。と申すのは、三十六年の例のこの法案審議の段階で、私の名前で社会党から、水産物の価格の安定等に関する法律案というのを並行審議で出しておりました。当時、政府案とわが党案についてたくさん参考人をお呼びしました。その中に全漁連から片柳さんに来ていただいたり、きょうお見えになっております宮城先生に来ていただいたりして、参考人としての御意見をお伺いいたしましたところ、社会党案は理想案としてまことにけっこうである、しかしながら、一歩前進としての政府案を通していただきたい、おおむね、ことばは五十歩百歩でありませうけれども、そういうところに大体参考人の御意見がございました。そこで、与党の諸君も珍しく社会党案が非常にいいという評価もされましたので、先ほど伊藤さんが言われたように、自民、社会、民社三党共同で、政府案はきわめて不十分だという認識がございましたので、さらに総合対策を検討しながら、法制的、財政的な措置をこれから講じていく必要がある、御承知のようにこういう経過になったわけでありまして、ところが、率直に言って政府のその後の——

これはいづれこれからの議論でやることでありますけれども、魚価安定対策にはとんと見るべきものなし。やせ馬のような姿のままで今日まで来て、特殊法人の廃止というのに藉口して、魚価安定基金の廃止だけやっていく。ちょうどこれは、当時全漁連の参考人の片柳さんも言ったように、この両法案は一体であるということをおっしゃったが、夫婦の、家内を離縁して男やめだけ残す。そうすると、この調整組合のほうだけでは十分機能を果たし得ないという状態のまま、一体これから重要な魚価安定をどうしていくのかという、そういうところに迫られておると思うので

す。

つい数日前、行政管理庁から、昭和四十三年四月というところで、「中小漁業に関する行政監察結果に基づく勧告」というものが出ておまして、水産資源の開発および維持管理について、構造改善事業の実施状況について、改良普及事業の整備について、漁業信用基金協会の運営について、中小漁業の近代化について、冷凍水産物流通改善事業について、漁船の海難防止について等々について、実態調査に基づいての勧告がなされております。これは政府部内において痛い点もありません。あるいは関係業界としても、この勧告の中では、内容を十分検討されて、受けとめなければならぬ問題を幾つか含んでおります。

まず冒頭に、私は、全漁連の池尻さんのほうにお伺いしたいわけですが、行政管理庁の「中小漁業に関する行政監察結果に基づく勧告」これはまだ出たばかりでありますけれども、業界としてもこの内容を十分検討されて、この勧告に対する見解、あるいは勧告を受けて立つべきであろう、こういうふうなことをやられることが望ましい、こういうふうには私は思っておるわけです。内容の問題については、私はここで議論しようとは思いません。しかし、内容の中に触れておる点では、これからの水産政策を考えるにあたって、重要な問題の提起がなされておると考えております。内容すべてについて、これで十分であるとは必ずしも私は思いませんけれども、非常に重要な指摘がなされて、また、水産政策上の重要な問題も含んでお

る。したがって、この際政府自身としては、これに基づいて関係各省とも善処しなければならぬが、関係業界としても内容を検討されて、これに對してどういう見解を持つかということを出されることは、国会が水産政策全般の審議を進めるにあたって非常に重要なことである、こう考えておりますので、この問題の今後の受けとめ方についてどういうふうにお考えになるか、まず冒頭にお伺いしたい。

○池尻参考人 御指摘の行管の勧告は、新聞で拝見をした程度でございまして、詳細を踏まえておりませんけれども、従来の行管の勧告からいたしますと数歩前進しておりますし、その勧告の力点である、こういうふうな理解しております。つまり、中小漁業並びに沿岸漁業の施策として、かなり骨格的な問題についての要点を指摘しておるよう受けとめております。

現在まで、いろいろな施策が水産にも行なわれてまいりましたけれども、要は、きわめてまだまだ羅列的に申しますか、いま御審議の魚価安定基金の実態もそのとおりでございまして、柱をいたしまして、いわゆる地につけてないというものが非常に多うございまして。行管が指摘しております金融の面、あるいは生産対策の面、あるいは流通の面におきまして、たとえば流通改善事業対策、これは私が先刻御披露申し上げましたが、これ一つとりましても、そのこと自体は非常にアップ・ツー・デートの問題でございまして、けれども、実態はいろいろの矛盾を持っております。これは水産庁御当局も十分知っていらっしゃるし、これを今後どういうふうな現在の時勢に合うようなかっこうで流通の問題として根をはやしていくかという問題には、全漁連のみならず、その間の卸売り人、あるいは冷凍業者、あるいは加工業者その他を含まして、いろいろ構造的な議論をしていかなければならぬ問題を現実私どももかえておるわけでございます。その意味におきましては、この問題に對しましては一つ

一つ前向きに對処いたしてまいりたい、かように考えているやさきでございまして。

○角屋委員 伊藤さんにはちよっとお伺いしたいのですが、魚価安定基金が廃止になりました。漁業調整組合のほうに残るわけですね。これは一朝有事の際に伝家の宝刀として、それなりに役立つという見解もあるわけですが、それと、そこで先ほど、剰余財産の処分問題で、国に入れるあるいは入れないという問題についてのお話でございますが、これは魚価安定基金の廃止の法案の中で、第七条第一項の規定によって、「基金の目的に類似する目的のためにその剰余財産の全部又は一部を処分することができ」と云々の条項とも関連することですけれども、魚価安定基金が廃止をされて、あとに残る調整組合である程度の可能な財源的裏づけもして、どの程度の役割りを果たせるというふうな考えなのか、あるいは、廃止になることがもうやむを得ざる現実の姿であるとして、これから本格的な法制的、財政的な裏づけがくるまで、魚価安定のために、この残った調整組合を通じてどういう役割りを少なくとも果たしていきたいというふうにお考えなのか、そのことを、剰余財産の処分問題も含めて御意見を出していただきたい。

○伊藤参考人 ただいまのお尋ねの件でございしますが、実は、私も本来、宮城さんのおっしゃる通り、セツトでスタートしたものが、片方だけ消えるわけでございます。多少あわてた経過もございますが、何ぶんにもサンマだけ考えますと、利用配分の推移を見ても、冷凍依存度が七〇%をこしております。そういうふうになりますと、セツトでスタートした当時とは情勢もだいぶ変わっておりますし、ただ単に出漁の制限であるとか、生産の規制であるとかということだけではおさまらない事態になりましたので、サンマ漁業者といたしましては、法律による調整組合のほうに、全く同じ参加メンバーをもってさんま漁業協会というものをつくっております。これは、新しく情勢の変化に對するのために、法律による調整

機能以外の事業も当然やらざるを得ないというところで、二重組織と申せるかどうかわかりませんが、そういう形で準備をいたしております。

それから、先ほど私がちょっと触れました運用の果実の問題、剰余財産の問題でございますが、私どもは、剰余財産だけでなく、今後も、魚価安定対策に対する民間出資が当然あるものと覚悟をいたしまして、一漁期幾らというふうな漁獲高に対する一定のパーセンテージをもって、そのための用意を続けてまいったわけでありました。それが拡大されるということになれば、すでに出資いたしましたもののほかに、応分の追加出資に應ずるような心がまえでおります。ところが、今度解散になりまして、出資金は返され、それから剰余財産の一部も、類似業務のためにということでお下げ渡しをいただくということになります。という、私どもといたしましては、これはもう慎重に考えて、戻ってくる出資及び剰余財産を含めまして、まず第一に考えますことは、これを散逸しないようにして積み立てることです。たゞし、出資金のほうは次の用途までは積み立てるということになります。剰余財産のことにつきましては、これは直ちに運用を開始するべき性質のものだと思っておりますので、同じ交付される中でも、ちょっと性格が違ふと思ひます。

それをどのような形で実施するかということにつきましては、私も不勉強で、まだよく法人としての決定的な要領は御報告いたしかねますが、いまさしあたり問題になっておりますのは、当初サンマの資源については、有力な専門の筋から、何ら懸念がないのである、乱獲によって資源が枯渇するなんというところは考えなくてもいいというように伺っておりますけれども、最近、六十万トンまで数えたものが二十万トン程度に低下してきたというところになりまして、資源も、言うがごとく樂觀はできないのではないか。そうすると、従来やっておりました漁場の範囲以外に新しいサン

マの魚群の探検ということも前から話題になっておりますし、とりあえず漁期前からの漁場調査ということがまず第一に必要なようになってくる。最初は生産をセーブするための目的で出漁したわけでありますが、最近、生産が必要に迫りつかないというふうな需給関係になってまいりますと、生産を増強するために新しい漁場も発展しなくちゃならないという要請が出てまいりましたので、漁場調査に対しては国にもお願いいたしますけれども、サンマの漁業者団体自体としても、相当本腰になってこれと取り組まなくちゃならないということ、もう決定的でございます。

先般も、関係の人たちが平塚かどこかへ集まりまして、サンマの漁場調査についての具体的な話し合いをいたしておりますが、そういうような趣旨において、戻ってくる出資金は次の総合対策のために用意して積み立て、足らなければとみ込んで掘出をしてもよろうという気がまえてございます。それから剰余財産につきましては、たゞいま申し上げるような形で、これを有効に生産のために使わしていただく、こういうような気持ちのようにならざるを得ない。たゞしこれは、その調整組合を代表する者の責任ある回答として申しかねます。情勢はそのようでございます。

○角屋委員 宮城先生に一点だけ。先ほど魚価安定基金の廃止あるいは調整組合が残るという問題に關連して、やはり重要な水産物の価格安定対策、特に大衆性多獲魚の価格安定から発足をしてきたわけでありまして、これが必ずしも十分な体制をつくり得ずして、今日魚価安定基金の廃止という事態にきた。しかしそれにもかからず、魚価安定対策というのは、今後長期的に非常に重要な問題であるという点から、そのための対象をどういう範囲にし、どういう機構でどういうふうな運営するかという点については別とせぬ、やはりそれなりの財源を確保しなければならぬ。大蔵省は、最近価格安定ということには非常にシブチンであつて、政府も、必ずしもそういう点につい

て十分な対策を講じたとは言えない。しかし、第一次産業の農林漁業を見渡した場合に、いろいろな形で価格安定対策をやっておる。それをそのまま水産に、必ずしも全部が全部導入するわけにはいかぬでしょう。しかし、そういうところからやれば、学ばべき点があるという点で、たとえば資本漁業の関係、あるいは今日、四十一年度で六百億をこえておる海外からの水産物輸入で、それが差益金としても入るといふ期待ができれば、これだけで六億という期待が可能になる。そうであるかどうかというのは、検討を十分しなければならぬが、さらにその他ボナス・トンその他の問題に対する点、いろんな点で、私はこれは非常に新しい、検討すべき問題提示だといふふうにも思われるわけですが、政府は三十六年以來一億六千四百四十万のうちに八千万出資しただけで、あとはもうそのままであつたという点から見て、幾つかの方策を考へたといふ点から、資源を得るといふことは、そう極端な、無理なくふうが可能であらうといふふうにも私に見えておるわけだ。したがって今日時点で、三十六年代におはめにあつた水産物の価格の安定に關する法律案といふのは、やはり最近の水産物の国内における需給状況、あるいは輸入の増高等々から見て、今日情勢でどういふふうにするべきであるかといふのは、見直してみなければならぬといふふうに私自身も思っております。

そこで、宮城さんの言われるような、財源をある程度検討の結果、可能なものを取り入れてやる場合に、どういふ機構を対象に考へてやったらいいのかという点で、もしある程度のお考えがあれば、ひとつこの機会にお伺いしたいと思います。

○宮城参考人 お答えいたします。御承知のように、特殊法人の整理がいま課題になっておるときでありまして、本来から申しますならば、魚価安定基金が初期に構想したような形における基金制度が好ましいのではあります。が、おそらくこれはなかなか可能性がないものと考えるのが現実であるかと思ひます。

そこで、各種の漁業ないしは輸入水産物の差益金を徴収することによって魚価安定と、私はこう申し上げておるのではない。要するに、生産から流通を通じて双方が利益する、流通構造の改善のための費用という用語を使つたわけでありまして、たゞいまして、このような形において国家が徴収いたします賦課金ないしは許可料のごときは、一種の特別会計の措置、用途を明示する特別会計の法制的な措置が必要なのではなからうかと考えておるのであります。たとえば揮発油税の場合に、漁港関連道路に対してこれを利用するといふような形において運用されておるが、そのような政治配慮に似た形で特別会計の設定、そしてそれが必ず漁業の安定及び流通組織の改善に役立つものとしてのみ利用する、こういう方法論を一応考へておるのであります。具体的にいかなる基金にすべきかという点につきましては、これはむしろこの委員会並びに水産御当局において、詳細なる御検討の上においてお立てになるべきこととんであつて、評論家たる私は、一つのアイデアを示したにすぎないのであります。

○角屋委員 最後に、池尻さんに戻りましてもう一度お伺いしたいのですが、価格安定の問題も、国会では、宮城先生お話しのように、私自身も当の問題については、今日情勢で見直したいといふふうになつておる。そこで、行政官理庁の勧告の問題にも触れましたけれども、漁場の開発、維持、培養問題という点で、団体側でもそうです。私どもでも検討しております問題に、漁場の開発、整備というふうなことで積極的な方策を、立法的措置も講じながらやっていく問題が、一つ課題として残されております。

その際、私は単に漁場の開発、改良ばかりでなしに、それに見合う陸上の関連施設というものも、法体系の中に含めて考へてはどうかといふふうにも思つておるわけでありまして、同時に、この間農林漁業金融公庫法の一部改正の議論をいたしました。が、新しい課題の問題としては、農業近代化資金に見合うような水産の近代化資金というも



のが、今後に果たすべき役割はどのようなスケールのものであろうかという点についても、速急に検討し、実現の方向にいかねければならぬ問題を含んでおる等々考えておるわけですが、この際簡潔に、今後、来年の通常国会等を期して、法制的、財政的に見て、水産業の振興の立場から考えておるポイント的な問題について、御意見を伺おきしておきたいと思ひます。

○池尻参考人 漁業を取り巻く環境が、御承知のとおりきわめて、需要、消費というものに生産が追いつかないという事態でございます。超長期的にはいざ知らず、ここ当分続くであろうというところを踏まえ、私も従来まで、非常にミゼラブルといわれておりました沿岸漁業にも、その点には、時代的には非常に大きな夢と申しますか、希望というものをもち得る素地だけではできず、かように考えております。したがって、いままでという漁業というものを、今後公害だとかあるいは水質汚濁だとか、その他いろいろな漁場の条件を悪化させるといふ問題を排除しながら、かたがたこの漁業国としての日本の沿岸漁業というものを長期的に育てるといふ意味におきまして、特に水産基盤の造成という見地に立ちまして、できれば長期的なそういう沿岸漁業の生産対策というふうな意味を踏まえ、法制的というものが、必ず必要になってくるのではないかと、かように考えております。

○角屋委員 時間の関係もありますので、これで質問を終わらせていただきます。御三方、ありがとうございました。

○足立委員長 以上で、参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々は、御多用中にもかかわらず長時間にわたり貴重な御意見をお聞かせいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして、厚くお礼を申し上げます。(拍手)

本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後三時四十五分開議

○足立委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き質疑を行ないます。伊賀定盛君。

○伊賀委員 前回に引き続きまして、魚価安定基金の解散に関する法律案についての質疑を続行いたします。

前回産地、すなわち価格が形成される場としての産地を、具体的に取上げて御質問申し上げたのでありますが、きょうはこれらを統合しまして、きょう午前中の団体の代表者の方々から、全漁連の池尻さんのことばでありましたか、加工団地という表現があったのでありますが、私はこれをもう少し広い意味で、水産団地といった表現をしてみたいと思ひます。というのは、先日来申し上げておりますように、元来水産行政というのは、豊富な魚を安定的な価格で消費者にコンスタントに供給していくというのが使命でありますから、それらに関連するものもろの問題を先般申し上げたわけでありまして、これらを総合的に、本来の水産行政の使命を果たさせるためには、いふような問題が出てくるわけですが、特に指摘したいと思ひますのは産地、すなわち漁獲物が水揚げされてそこでせり市にかけられる、あるいは加工される、そして消費地に運搬されていくわけですね。その産地から問題になりますのが、一つは環境衛生という立場から考へまして、たとえば汚物処理、それがそのまま海中にばらばらに散らかされたり、あるいは川に流されたりしてウジがわいたりという問題、あるいは全国どこへ行きまして、建て漁村というのは非常に密集しておりますので、建て込んでおりました、したがって、これは全国どこでも同じ傾向だと思ひますが、特にトラホームなどという目の病気がたいへん流行しております。私ども兵庫県の例をとりますと、目の病者さん

は漁村で開業したら絶対もうかるといわれるほどであります。あるいはまた住宅と加工場が混在しておるといふような、環境面から見た欠陥といふようなことが指摘されようかと思ひます。います。したがって、これを一口に言いますと、いわゆる環境衛生面からくる公害といったような表現になろうかと思ひます。

もう一つは、労務対策といった面から考へまして、これもきょうの全漁連の池尻さんの発言にもあったように思ひますが、最近では都市と農村との所得の格差とか環境面から見ても、だんだんと農村地域に若い労働力が減少しつつあるわけでありまして、したがって、こうした水産もしくは加工方面に若い労働力を確保するといった面から考へまして、あるいはまた特に加工場なんかの場合には、同様に若い労働力がだんだんと減少しまして、女子労働、なかなか若く若い女子労働でなしに、主婦労働が中心になりつつあるのが現状であります。したがって、主婦がそうした加工場に通勤をするといった場合には、当然やはり保育所があるいは一時的な子供を預かること、託児所といったようなものを設置する必要があるかと思ひます。あるいはまた労務対策として、たとえば雇用条件、具体的に申し上げますと、失業保険の適用でありますとか、退職金制度であるとか、労災保険でありますとか、いったようなこと等を総合的に考へまして、この際水産団地というものを総合的に考へる必要があるのではないかと思ひます。

たとえば、最近山村振興法といった総合的なことが、企画庁の所管で行なわれております。したがって、そうした水産団地を形成するために、総合的に、山村振興法といったような単独立法で思ひ切った施策をする必要があるのではないかと、魚を持てた漁港に入ってくる、それをせりにつける。普通の鉄鋼団地とかいうようなものなら、かなり遠いところに運搬してそこで加工等を実施してもいいわけでありまして、何ぶんにもなまものですから、なるべく漁港に近いほうが

いいわけでありまして。一例をあげますと、漁港の近くに埋め立てをして、そしてそのせり市のすぐ近くにそのまま加工団地というものができ上がる、その横にはまた保育園等の施設を設置するといったような構想でやる必要があるかと思ひます。ありますが、これらについて、長官の考へ方を承りたいと思ひます。

○安倍政府委員 補足して長官から説明させていただきますが、漁業関係に従事しておられる方が住んでおられるところにつきましては、環境衛生が非常に問題になっておるといふ点につきましては、私も各地を見ておまして痛感しておられます。臭気の問題にいたしまして、あるいは住宅関係に対するいろいろな公害等の問題も、水産関係では相当起こっております。これはなにかと思ひます。また、主婦の労働がだんだんと強化されておる実情でございます。いまおっしゃいましたような保育施設等の必要性も、各地で強調されておる実情でございます。そういう点の総合的な環境衛生対策あるいは住宅対策等につきましては、もちろん市町村、地方公共団体あるいは国といふものと一緒になって、ある程度対策を進めていかなければならない段階にきておるわけでありまして、今後ともこうした漁業地域の環境衛生対策等につきましては、政府としては積極的にやるべき時期にきておると私は思っております。

そういうことで、これからいろいろの政策の面につきましても、今後とも特段の配慮を払っていかねばならないと考へておるような次第であります。

そういう面から、いまおっしゃいましたようなことにつきましては、私も非常に同感を覚えておる次第です。補足的には長官から説明させていただきます。

○久米政府委員 政務次官からお答えしたことに尽きるわけでございますが、特に加工関係も含めました団地という考へ方について、若干申し上げます。

御承知のとおり、漁村におきます一般的な衛生

問題といたしましては、非常にレベルが低いわけでありまして、私どもも御担当の各省にお願いいたしまして、各省でも、御報告申し上げておりますような一連の環境に対する衛生その他に關します施策も進めていただいておりますわけでございます。御質問は、さような一般的な漁村ではなくて、相当中心地と申しますか、加工、流通の中心的な施設の集まるところで、さような施設をもう少し総合的に組み立ててみたかどうか。それに關連いたしまして主婦労働の問題でございますとか、あるいは一般の労働者の環境をよくするような施設を同時に考えたかどうかという御質問のよう承ったわけでございます。

確かに、いま御指摘のような問題があるわけでございます。従来私どもも、産地におきましていろいろな処理加工の高度化のための一連の施設について助成いたしましたり、あるいは低利資金を融通したりしてまいりましたわけでありまして、農林省といたしましては、食品加工全般につきまして、ただいま農林省といたしましての考え方をまとめつつあるわけでありまして、そのようなものの一環といたしまして、団地にいたしました場合のいゝるんなメリットを考えておるわけでございます。

具体的なものとしたしましては、私もまだ詳しく存じませんけれども、公害防止事業団におきましてやはり同様な発想がございます。これはもちろん試験的な問題でございますけれども、たとえば、加工いたしました場合に非常にいいの出るようなものの処理も含めまして、団地的な処理というようにすることが試みとして実行されておるやうに聞いておるわけでございます。ただ、これはやはり加工が比較的密集しております場合にそういことが取り上げられるわけでございます。さういふらばらにございした場合がなかなかむずかしいのではないだろうか。したがって、どこでも団地化できるという問題では必ずしもないと思うわけでございます。いづれにいたしまして、団地的な処理を頭に置いた一連の施策が、総合的に動く

ような形というものが望ましいわけでございますので、さらに検討させていただきますかと思ひます。

○伊賀委員 いま政務次官からも同感だという御答をいただいたのですが、どうでしょうか、これから検討ということですか。それともある程度の構想がまとまっておるか。あるいは内部的にすでに水産庁内部ではそうした構想についての検討を終わって、あとは法案の整備とか、関係官庁との横の連携とかいうことでまだ具体化していないのか。これから何もかも始めようというのか。特にこの間長官の御答弁にもありましたが、今度の総合資金制度の中で、産地市場が法の中では適用範囲に入っているけれども、具体的にこれが対象にはしないんだというのは、総合的ないろいろな考え方がありますから、こういう御答弁が先般あったわけでありまして、したがって、やはりそういう総合的な、ただいま御答弁があり、私から御質問いたしましたような、そういうものが具体的にあるので、今回の総合資金制度からははずしたということなんでしょうか。

○久宗政府委員 水産団地と申しました場合に、御提唱なさる方はいろいろなイメージを持っておられるわけで、それぞれ違うわけでありまして。したがって、ある施策としてこれが水産団地ということとは、もちろんまだきまつていないわけでございます。私がこの前申し上げましたのは、そういうものを役所ですぐつくりまして、水産団地という何か固まつてしまったもの、固定観念というものができまして、そういう形で施策をおろしました場合に、はたして実際に合うかどうかという問題が一つございまして。それから現に動いておりますものは、やはり相当な中心地であるというばらばらにあることの不便から、むしろ非常に具体的なものとしたしまして、地元でそういう案が熟してくるものが普通でございますので、現在のところ私どももいたしましては、水産団地というものを何か政策として打ち出して、その結果においては、非常に型にはめるかっこうになるおそれがございます。

で、むしろそういう形でないほうがよろしいのではないかとこの感じを持っておりますわけでございます。そこで、多少水産団地ということばにこだわって御説明したわけでございますが、ただ、御質問の御趣旨のように、それぞれの施設が有機的な関連を持つように、特に衛生問題なんかも含めてやろうとすれば、水産庁のみならず他の関係機関との協調なしにはできないわけでございますので、それを総合的に考えろという御趣旨は私は全く同感でございます。ただ、それがある政策でおろそうといたしますと、現実と非常に遊離する場合もございまして、このような衛生問題まで含めましたものは、その土地の実情に即して考えるべきだと思ひますので、いまのところ、水産団地という形の政策を打ち出す用意はしておらないわけでございます。

ただ、前回も申し上げましたように、私どももいたしましては、漁港施設の新しい計画に取り組みなければならぬ段階にきておるわけでございますから、今年度予算で御承認いただきましたものの中にも、それに伴います調査費までいただいたというわけでございます。したがって、その場合には救済の意味の漁港だけではなくて、もう少し背後地なりあるいはたまたま御指摘を受けましたような衛生上とかあるいは労働関係までも含めた一つの計画にもし得るならば、非常に望ましいんではないかとこのことで、大急ぎでその勉強を始めようということを考えておるわけでございます。

なお、御質問にございました産地市場と今度の融資との関係でございますが、これは必ずしも御質問のような意味ではございまして、御質問の質問のような意味ではございまして、当然制度の上では組み入れられるわけでございますが、これにつきましましては、やはり産地市場のあり方というものにつきましましての指導計画がきまりまして、それに伴って融資が行なわれるわけでございますので、これを確立いたしますには相当に時間がかかるわけでございますので、本年度のワタ

には入れていないわけでございます。

なお、産地市場につきましましては、単に施設の問題ではなくて、どなたがこれを運用するかといったような問題が、産地市場の機能と関連いたしまして相当問題であるはずでございますし、昨年来御討議いただきまして実施に移しております協同組合の合併にいたしまして、まだ緒についたばかりでございますので、これらの去就ともあわせて考えていきたいということに尽きるわけでございます。

○伊賀委員 私も、何も水産団地ということばに拘泥するものではありません。中小漁業とか遠洋漁業とかいったような形で、海の上の施策については単独立法が、おのの基本的な性格のものはすでにできているわけでありまして。しかし、これを陸に持ってきてからのそうした振興法といひますか、そういうものがあるわけであらうけれども、水産団地という表現を使う必要はないけれども、というて地元から計画が出たといひましても、地元からかりに出来ても、やはり根拠法規がなければ予算は組めません。したがって、再度申し上げますけれども、たとえば山村振興法なんというものは、これはかなり総合的な意味があるわけで、林道でもやろし町村道でもやろし、建物も建てられし、みぞの改修もできるといったようなことで、山村振興法というものはかなり総合性を持っておりますわけ。したがって、そういう意味からいいますと水産団地という表現でなしに、むしろ漁村、つまり村ということばが——村でなしにりっぱな市が中心の場合もありますから、必ずしも村ということに拘泥する必要もないのですけれども、いわば漁民がその生活を営む場を、しかも陸地ですね、陸の中心的な基地、これを総合的に振興する。その場合には、たとえば融資がどの程度とかあるいは補助金がどの程度とか考へる場合には、こういうふういものがあるかといったようなある程度のモデルといひますか、構想といひますか、そういうものがなければ、地元からあらってくればとおっしゃいますけれども、実際問

題としてはその対象にはなり得ないというようなことがあると思うのであります。

そういう意味で、もしそういう構想がございませんとするならば、たとえば、先般も申しましたけれども、産地市場問題協議会というものを昭和三十六年に設置した。もともと、これもこの間御答弁がありましたように、強力な機関ではありませぬから、せいぜい参考意見程度にとどまったようですが、もしないとするならば、あるいは農林省内部だけで、水産庁内部だけでそうした結論を得にくいとするならば、やはり農林大臣の諮問機関というような強力な一つの諮問機関というようなものも設置して、早急に漁村の振興のための総合的な施策を打ち出す段階に来ておるのではないかと。山村にしては、農村において、いま農業振興地域などというものが論議されておるのには御承知のとおりで、山村は山村で振興が出ておる。ところが、ひとり漁村が検討の必要がありまうというだけにとどまっておるというのでは、あまりにもおそきに失する感じがするわけでありまう。したがって、単に構想というだけでなしに具体的にやってみようというわけですね。そういう意味で、もう一度政務次官の決意をお聞きしておきたいと思ひます。

○安倍政府委員 伊賀委員が先ほどからおっしゃいましたように、いわゆる漁業関係における、特に沿岸漁業等における陸のほうは施策がとおれておる、海のほうにつきましては沿岸漁業等振興法などがありまうというのと施策を講じているわけですが、陸のほうの環境衛生の面とかあるいはまた住宅等の面につきまして、だいぶおくれておるの事実であると思うわけでありまう。そういうことから、先ほどから長官も答弁をいたしておるように、地方公共団体、国の協力の中で、いろいろとした対策は個別的には進めておるわけですが、しかし、ただいまおっしゃったような総合的な、計画的な進め方というのは、まだなされてないというのが現状であると思うわけでありまう。そういう点につきましては私も同感で

ございませうし、いま検討をいたしておりますが、今後ともさらにひとつこれを進めて、漁村におけるそうした環境の整備といった面につきまして、農林省としても積極的な姿勢で取り組んでいきたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○伊賀委員 それから関連をいたしまして、きょう午前中に角屋委員から、参考人に対する質問という形で提起された問題ですけれども、きのう、二十二日付で行官庁から中小漁業に対する勧告が出たようであります。なかなか膨大な中身のようでありまうから、いま直ちにこれを一一つ取り上げて云々というわけにはまいらないかと思ひますけれども、いままでの勧告とは違った形で、かなり思い切ったメスが入つておるようになりまうかでは書いておるようであります。私はそれをまだ全文を具体的に読んでおりませんからわかりませんが、せんけれども、これはやはり今回の魚価の安定の問題ともからんでまいりますから、次官並びに長官のこの勧告に対する態度といひますか、決意といひますか、そのようなものをひとつ承つておきたいと思ひます。

○安倍政府委員 内容につきましては、長官から補足説明をさせていただきますが、この五月末までに、農林省として行官の意見に対する報告をすることになっておるわけでありまして、いわゆる中小漁業あるいは沿岸漁業について、漁場の調査、開発ということをもっと積極的にやるべきだといふことは、私も、これはいろいろの施策を進めておりますが、さらにひとつ農林省内部においても十分検討して、前向きな形で立案、喜ばしければならないと思ひます。遠洋漁業等につきましては、御存じのような調査費等も取つておるわけですが、やはり近海漁業あるいは沿岸漁業についても、さらにひとつ積極的な姿勢で取り組んでいかなければならぬと思つております。

○久宗政府委員 勧告が出まして、まだ詳しいものを全部精密に読んでおりませんので、この段階で申し上げるのもいがかかと思ひわけでございますが、昨年来ずつと監査を受けまして、いろいろやりとりしてまいりましたものがあつた形です。とまつたわけでありまして、率直に申しまして、たいへん私どものやつております仕事の内容を御理解いただきまして、いろいろ示唆に富んだ御意見をいただきたいたういうふうに思つておるわけでございます。

総じて申しまして、非常に急速な変化を遂げたいろいろな条件に対して、水産行政が必ずしもそれにうまく適合してないではないかという点を、相当掘り下げて御指摘になつたような感じがありまして、私も思ひ当たるところが非常に多いわけでございます。なお詳細に検討いたしまして、その線に沿つた改善につとめてまいりたい、かように考えております。

○伊賀委員 以上で大体総括的なものを終りまして、今度の今度は、法案に直接触れてみたいと思ひのであります。

その一つは、今回魚価安定基金法が廃止になるわけですが、これは午前中の参考人のお話を承りますと、宮城参考人のことばによりまして、結局公社、公団の廃止が行監委から勧告をされたけれども、抵抗の弱いものが整理の対象になつたのだ、実際にその必要性のいかんにかかわらずという表現があつたわけでありまして、私も何かそういう感じがしてならないのであります。もしほんとうに必要であるとするならば、これもきょう午前中の参考人のお三人ともに力説をしておられましてけれども、この基金法が廃止されるならば、当然それにかわる——この基金法制定のときにも、実際漁業を担当しておられる各種団体の代表者の方々の参考人としての議事録等を拝見いたしますと、決してこれが魚価安定の完全なものではないのだ、不満足なんだ、十分じゃないけれども、まあ一歩前進だといふ受けとめ方で、しかもそれに対して三党、自民、社会、民社の共同提案による、より強い価格安定方策を講ずべしという決議があるほどでありますから、したがつ

て、これが廃止されるからには当然それにかわる、それ以上に強力な価格安定対策というものが用意されておらなければならぬのに、そうしたものが用意されないままに、これが廃止せざるを得ないといふことは、これは日本の漁民の立場から見て、まことに遺憾しごくな事柄であらうかと思ひのであります。そういう意味で、この基金が廃止されたといふことについての、まあ参考人のことばによりまして、抵抗が弱かつたから廃止されたのだといふことですがそこら辺についての、長官の御決意なり御感想を承りたいと思ひます。

○久宗政府委員 公社、公団の整理の問題につきましてはいろいろな経緯もございまして、いろいろな御批判があり得ると思ひのでございます。たまたまその一環といたしまして、魚価安定基金の問題になつたわけでございます。いまの抵抗云々の問題は、これはもう第三者の御批判にまかせる以外にないと思ひます。私もどなたもいたしましてはさうな問題にかかわりませぬ、魚価安定基金が、本日参考人からお話のございましたようないろいろな経緯を経てきたわけでございますけれども、事情の変更がございまして、また、いまのような形で処理してまいりますが、限定されたサンマ自体についても適當であるかどうかといふことは、根本的にやはり反省して見る必要があるだらうといふふうに考えまして、たまたま公社、公団の整理と関連をいたしまして問題になりましたので、この廃止に踏み切つたわけでございます。

なお、その際いろいろ御議論いただきまして附帯決議がついておりました、これについての実行状態につきまして、個別にはいろいろ御答弁もできるわけでございますが、要するに、それが総合的な効果でなかつたといふ点におきましては、総合的な効果でございまして、やはりもう少し本格的にこの問題については取り組まなければならぬといふことで、昨年来この廃止問題が起りまして



います、現実の問題といたしましては、漁業の生産関係におきましては、特別な魚種につきましては、やはりこのような生産調整の機能というものは、必然的に伴わざるを得ないというふうに考えるわけでございまして、いまこれを廃止するということは考えておりません。

○伊賀委員 これは、議論をいたしますといういろいろな方面にわたってまいります。というのは、午前中の参考人の意見を聞いておりました、これは伊藤さんですか、価格支持を行なう場合に農産物とは違ふのだ、こういう御指摘がありました。農産物よりも困難だという表現はなかつたのですけれども、むしろ困難だというふうなニュアンスに私は受け取ったのですが、そうではなしに、農産物よりも水産物のほうが価格管理というよりな面ではむしろやりやすいのだという感じを私は持つのであります。ですから、いま長官のおっしゃることもわからぬわけじゃないのですけれども、やはり長官も農産物とは違ふのだ、そしてこういうものがなんだということですね。だけれども、私はこの面ではちよつと見解が違いますので、これは時間をかけて話し合いをしてみなければわからぬと思うのであります。要するところ、長官は本質的にそうしたものが必要だという立場に立っておるようでありまして、それともサシナだけでなしに、水産漁獲物全般の強力な価格支持といひますか、価格保証というふうなものが必要なのでありますから、そういうものの一環として考えるべきことである。したがって、早急に全般的な水産物の価格支持政策というものが出てくるならば、いまの調整法というものも同時にその一環として、廃止するとせぬかというところも含めてお考えになるわけでしょうか。

○久米政府委員 ちよつと御質問の趣旨がうまく受け取れないのですが、いずれにいたしましても総合的に対処しろとおっしゃる中に、このような調整的な機能が当然に入ってくるだろうと私は思っております。

○伊賀委員 これはあとでまた時間をかけて質問

をさせていただきます。

次は、剰余財産の処分問題であります。この剰余財産の処分は、大体構想ができておると思うのであります。具体的などのような構想をお持ちでしょうか。

○久米政府委員 剰余財産の処分でございますが、出資者に対しまして出資相当額が約一億六千万円でございます。これは魚価安定基金法の第四十三条の規定によりまして、各出資者に返戻することになったのであります。そのあとなお残ることが予想されます財産が約四千万円でございます。この処分につきましては、その一部、一億五千万円を予定いたしておりますが、これは従来基金が行なつてまいりました事業と同種の事業を行なうことを予定いたしまして自主的に設立いたします公益法人、これは全国さんま漁業協会を考へておるわけでございまして、これに寄付することといたしまして、剰余は国庫に帰属するということに考へておるわけでございまして。

○伊賀委員 千五百万を社団法人さんま漁業協会に、出資という寄付というか知りませんが、けれども残して、あとは国庫へ帰属させるというのは、どういう基準でこの数字が出たのですか。

○久米政府委員 率直に申しまして、もともとこの基金は、剰余財産が出るということをや決定しておらなかつたわけでございまして。たまたま漁海況があつたこととございまして、こういう経緯で解散ということになりましたので、出資した額を限度といたしまして、先ほどのような返戻をいたしまして、剰余財産についての規定が実はないわけでございまして、ここの考へ方といひましたのは、いま類似の仕事をしたままものに千五百万円と申しましたのは、今後自主的な協会が、今日までやりましたのとは同じような仕事をいたします場合に必要資金、これは出資金との関連におきまして返戻されたものを引きまして、その差がちょうど千五百万円見当になりますので、これをそれに寄付いたしまして、つまり基金がなくなりますが、かりにサンマにつきまし

て若干の問題が起りました場合に、ある程度の対応ができますようにということをお願いいたしまして、寄付をしようということにしたわけでございまして。

○伊賀委員 先ほど来からしばしば御指摘があらまうように、特に大衆魚の場合には、今後より強力な価格対策が必要だということを御指摘になつておられるのですから、何も二千五百万ですか、そんなものを国庫に帰属せぬでも、そのまま次の制度ができるまでむしろこうした団体に管理をさせて、次の段階に移らせるほうがいいのと違ふのですか。もうすでにこれは大蔵省等とも話し合ひのついた線でございますか。

○久米政府委員 私どもも、初めはいろいろなふうに通つたわけでございまして、こんな経緯で漁業者からも金を出していただき、県からも国からも出していたございましてこの基金制度を運用いたしてまいりましたところが、漁況があつた状況で幕を締めるわけでございまして。しかし、次に何からの施策に金が必要なら、国も出すべきだし、民間でもそういうものができればそれを使つていきたいという気持ちがあるわけでございまして。さういふ意味から申しますと、剰余財産につきましては、これを散逸しないように適當な方法があればというふうな考へたわけでございまして、法律そのものがいまのように出資を限度とした処理にはつきりなつておりますので、出資関係につきましては、ただいま御説明いたしましたような返し方をいたしまして、剰余財産につきましては、これは金額、たとえば類似した機能に持たしておくといいことも一つの考へ方でございますが、一応ここでは、利子部分に寄与した額を頭に置きまして、同時にいままでの経験から申しまして、必要だと思はれる程度の仕事をしていくのどのくらい金がかかるかというめどと関連いたしまして、その分に限定いたしまして、あとは国に返したわけでございまして。率直に申しまして水産当局といたしましては、たまたまこの魚価安定基金ではこのような運用でございましたけれども、

かりに本格的な魚価安定策が出てまいりました場合には、相当の金が必要だろうと考へるのであります。そのような場合に、このような剰余財産の処分、漁業関係者に、多少これでもって措置がすでにできておつたというふうなことを言われたいという気持ちもございまして、要するものは、返すものは返すというふうにはつきりして処理したいということから、かような措置を考へたわけでございまして。

なお、大蔵省とはいろいろな折衝をいたしたわけでございまして、かような場合の財産処分につきましてはこういう問題が初めてでございますので、さういふ意味におきまして、魚価安定基金の処理という個別問題と他の問題とからむわけでございまして、私どももいたしましてはいま申しましたように、一応いまの事業を続けていくのに必要な部分だけをとりまして、あとは全部きれいに返してしまふ、要するはまた別にとるという考へ方に徹したわけでございまして。

○伊賀委員 この問題につきましては、すでにこれも午前中に全さんまの伊藤さんからですが、全国さんま漁業協会が何かのところで委員会を持つて、そして価格対策については検討しておりますというふうなお話もあつたようでありまして、ひとつつこうした団体等とも十分に連携を保つて、一日も早く強力な魚価安定方策というものを打ち出したいだきたいと思つております。

最後に、先ほど触れましたけれども、三十六年のこの法案審議にあつた附帯決議を読んでみますと、大体中心は強力な消費拡大方策を講じろ、それから魚価支持機構というものを推進しろ、それから漁民所得向上の方策を検討しろ、こういうものに尽きようと思つております。ところがその後、あるいはこの審議を通してみても、どうも積極的な姿勢がない。むしろ積極的というよりも消極的な姿勢ですね。たとえば、いまの基金制度の廃止にしましても、これは消極的だといふ一つの証左にもなるかと思つております。あるいはまた、きのう出ました行官庁の勧告



を見ましても、やはり同じような趣旨が指摘されておるわけであります。

御承知のように、国際的にも非常に流動しつつある状況、国内水産業においてしかりあるいは国内の経済状況においてしかり、まさに流動でなしに急動しつつある今日、水産行政がだいたい立ちおくれであるんじゃないかという感じが率直に立ちおくれであります。そういう意味で、いままで議論いたしましたものを総括して、今後の強力な水産行政全般についてでありますけれども、ほんとうを言いましたら、こちらで魚価対策について大臣の決意でもお聞きしておきたいと思ひますけれども、政務次官から強い決意を伺ひまして、私の質問をこの辺で終わりたいと思ひます。

○安倍政府委員 附帯決議につきましては、伊賀委員のおっしゃいましたように、いわゆる大漁貧乏を積極的に克服する策として、消費の拡大をやる、あるいは魚価安定の支持機構を確立すべきである、また漁民の所得向上対策等を講ずべきであるという内容のものであったわけでございますが、政府といたしまして、伊賀委員御存じのとく、今日までこれらにつきましてはいろいろと対策を講じてきておるわけでございます。しかし、いずれにしても、まだこれらの点については、十分な施策であるとはもちろん申されませんが今日の現状ではないかと思ひます。

構造改善事業だとかあるいは漁業共済事業等もやっておりますし、その他の予算措置等もとっておりまして、十分でないわけではありますから、これにつきましては、さらに御意見等も十分尊重いたしまして、魚価安定をはかるために、あるいは漁民の所得向上を行なうために、これから総合的に積極的な立場でひとつ早急に取組んで、これが対策あるいは法律案等をまた国会に御提出して御審議を賜わりたいと思ひます。

○足立委員長 井上泉君。

○井上(泉)委員 私は、もうおそくなりましたので、それにまた飛び入りの委員でございましてので、きわめて簡単に幾つかの点を質問いたしたいと思ひます。

と思ひます。

魚価安定基金の解散に関する法律案がたまたま出て、きょう審議をされておるわけですが、この法案ができた当初において、私、高知県ですが、高知県ではそうだし原料のメジカをぜひこの中に入れてもらいたいという運動を県会でも議決をして、漁民はこれを非常に渴望しておったわけですが、その渴望しておった魚価安定基金が、そういうメジカ類も入らないうちに廃止になってくるということ、これを水産庁としては——いま伊賀君の質問の中でも、行政監視委員会からの提言というか、勧告があったからやめたのではない、むしろ行政監視委員会の勧告は従的なものだ、こういうふうな説明をされたのであります。そのことはやはりそのとおり確認をしておつてよろしいものかどうか、伺ひたいと思ひます。

○久宗政府委員 魚価安定基金につきましては、臨時行政調査会その他の最初の御提案は、魚価安定基金は非常に不十分なので、ずっとこゝまで議論してまいりましたように、もっと総合的な対策を考へるという問題の提示であつたわけでございます。しかしながら、具体的には、魚価安定基金そのものをそのまゝの形でふくらました場合に、直ちに全体の魚価安定に通ずるかどうかという点には、法的にも相当問題がございますので、私どももいたしましては、少なくともいまのような形の魚価安定基金は、一応これで終止符を打ちまして、もっと本格的な取組をいたしたいというところで踏み切りをいたしたわけでござい

ます。

○井上(泉)委員 それで、この魚価安定基金の対象の魚は主としてサンマであつたわけですが、こういうようなものが、漁獲が非常に減つたということも大きな原因です。つまり、この安定基金の対象にした魚類の漁獲が非常に減つて、対象とする必要がなくなつたというようにも大きな理由だと考えられるわけですが、この減つた原因について、水産庁として何かお考えになっておる点

があればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○久宗政府委員 サンマ資源の問題につきましては、議論がいろいろあつたわけでございます。特に魚価安定基金ができた当時、その直前あたりには相当大きな漁がありまして、いわゆる大漁金の問題が出たもので、たまたまこういう基金の必要性が問題になり、これができますととたんに漁がずっと減つたというように、発動する分野がなくなつてしまつたというようにござい

ますが、これにつきましては、学者の間でもいろいろな議論がございまして、こゝでは詳しいことは省略いたします。一つには、率直に申し上げて、まだ十分な解明がされてないというところだと思ひます。しかし、幾つか指摘されております問題は、資源が大きな周期を持つて増減しておるというところでございます。それからもう一つは、資源の周期的な変動の山に当たります期間には、いわゆる大型魚と中型魚とがともにかなりの量で漁獲されるわけでございますが、近年は大型魚と中型魚が隔年に、つまり年を隔てましておる漁獲対象になっておるわけでございます。隔年のおもな漁獲対象は、過去とはほぼ同様の漁獲量を示している点などから考えまして、資源の減少によりまして漁獲の影響が起つたというよりは、何らかの自然的な要因によつて起つたのではないかとすることが、一般的にいわれておるわけでございます。しかしながら、こういう問題につきましても、いわゆる純然たる資源論のほかに経済問題が入つてくるわけでございますので、日本の沿岸近くに寄つておりますいわゆるサンマの系統につきましては、日本でもソ連側でも若干の漁獲をしておりますので、それとの関連といたつたことにつきましても、もっと説明すべきことがあるのではないかと問題が提起されておるわけであり

ます。

○井上(泉)委員 非常に丁寧な御答弁で恐縮ですが、できるだけひとつ簡潔に御答弁を願ひたいと思ひます。

それが行政管理局にお尋ねいたすわけですから、たまたま魚価安定基金の解散に関する法律案が国会で審議されておるときに、中小漁業に関するこの勧告がなされたわけですが、非常にタイミングが合つておる、せっかく漁民が、不十分とはいながらもこういうふうな基金制度がある、かすかながらもこれには期待を寄せておつたことには間違いないわけですが、きょうの参考人も全部、そういうふうなことについては、残念だがいたし方ないというふうなことを述べられておるわけですが、私は、こういう法案を審議するにタイミングを合はして中小漁業に関する勧告を出したのじゃないか、こういうように勘ぐるわけですが、行政管理局としては、この基金が廃止をされることにおいて、管理局の言うことを聞いてくれたというところで満足感を覚えておるのじゃないかと私は思ふのですが、その満足感を覚えておることの前提に立つて、私は、この勧告の内容について若干お尋ねをしたいと思ひます。

一つは、こういうふうな水産資源の開発及び維持についてという問題の中で、漁場の保全ということ、これについてどうすべきかということについて、この勧告があつてしかるべきじゃないか。この法律は大体中小漁業者が対象ですから、やはり沿岸漁業あるいは近海漁業、これをやっておるのはほとんど中小漁業者ですが、そういう中小漁業者に対する一つの、漁場を保全するということについて、行政管理局として水産庁に勧告すべき何ものもなかったかどうか、その点についての管理局の御意見を承りたい。

○諸永政府委員 お答え申し上げます。

具体的に、どういう漁場を維持あるいは開発すべきであるかというところに直接触れておりませんが、この勧告の中で、漁業周辺の水質の汚濁に關しまして、一応水質保全法によりまして水質基準の設定の促進、それから水質保全法によつても救済し得ない水産資源上重要な水域の汚濁の対策として、水産資源保護法の活用をはかるべし、こういう勧告をいたしておるわけであり

ます。

○井上(泉)委員 非常に丁寧な御答弁で恐縮ですが、できるだけひとつ簡潔に御答弁を願ひたいと思ひます。

それが行政管理局にお尋ねいたすわけですから、たまたま魚価安定基金の解散に関する法律案が国会で審議されておるときに、中小漁業に関するこの勧告がなされたわけですが、非常にタイミングが合つておる、せっかく漁民が、不十分とはいながらもこういうふうな基金制度がある、かすかながらもこれには期待を寄せておつたことには間違いないわけですが、きょうの参考人も全部、そういうふうなことについては、残念だがいたし方ないというふうなことを述べられておるわけですが、私は、こういう法案を審議するにタイミングを合はして中小漁業に関する勧告を出したのじゃないか、こういうように勘ぐるわけですが、行政管理局としては、この基金が廃止をされることにおいて、管理局の言うことを聞いてくれたというところで満足感を覚えておるのじゃないかと私は思ふのですが、その満足感を覚えておることの前提に立つて、私は、この勧告の内容について若干お尋ねをしたいと思ひます。

一つは、こういうふうな水産資源の開発及び維持についてという問題の中で、漁場の保全ということ、これについてどうすべきかということについて、この勧告があつてしかるべきじゃないか。この法律は大体中小漁業者が対象ですから、やはり沿岸漁業あるいは近海漁業、これをやっておるのはほとんど中小漁業者ですが、そういう中小漁業者に対する一つの、漁場を保全するということについて、行政管理局として水産庁に勧告すべき何ものもなかったかどうか、その点についての管理局の御意見を承りたい。

○諸永政府委員 お答え申し上げます。

具体的に、どういう漁場を維持あるいは開発すべきであるかというところに直接触れておりませんが、この勧告の中で、漁業周辺の水質の汚濁に關しまして、一応水質保全法によりまして水質基準の設定の促進、それから水質保全法によつても救済し得ない水産資源上重要な水域の汚濁の対策として、水産資源保護法の活用をはかるべし、こ

ういう勧告をいたしておるわけであり

ます。

○井上(泉)委員 非常に丁寧な御答弁で恐縮ですが、できるだけひとつ簡潔に御答弁を願ひたいと思ひます。

とつ五月の末までには回答することになっておるわけであります。漁民対策あるいは沿岸漁業に対する対策につきましては、御存じのように沿岸漁業等振興法も成立をいたしまして、その後政府としてもいろいろと施策を進め、漁民の所得が向上するとか、あるいは新漁場を確保する、あるいは養殖漁業の融資あるいは補助金、そうした面でいろいろと積極的に進めておるわけでございますが、しかし、現状は必ずしもわれわれが期待しているような状況にないわけですから、さらにひとつこの点につきましては、積極的な沿岸漁業の対策をやらなければならないと思います。

ばまたかわって行く、こういうふうなことがいわれるわけですが、そういうことではなしに、やはり漁民に対する労働政策はかくあるべきだ、日本の漁業を守るためにはかくあるべきだということ、を、ひとつ早急に検討をしていただきたいと思うのです。

それから、この勧告の中で、漁業をしていく上において、漁業調整の問題はきわめて大切なことだと思ふわけです。漁場の保存と同時に、漁業調整ということは大事な問題だと思ふわけです。ところで、大事なこの問題に対して、一昨日の地方の各新聞では、大海区制を開始するというような意味の記事が載っておったわけです。それでありますので、高知県とか、あるいはまた和歌山とか、徳島とか、鹿児島とかいうような地域におきましては大層うばいをして、私の手元にも何通かの電報が漁連からきておるわけです。「行管勧告の大海区制採用を見ましたが、本県漁民に与える影響は大きいので、実現反対について一その御尽力をお願いします 高知県漁連会長」とか、あるいはそれぞれの組合長から何通かきておる。これは私だけではない。前の農林政務次官をされておった自民党の飯谷さんのところにも来ておると思ふわけです。そういうことで私はびっくりしましたが、勧告を見てみると、「大海区制等、将来の調整のあり方について」こう書いてあるわけです。書いてあるわけですが、この行管の勧告の大海区制に対する真意というものはどこにあるか、あわせて水産庁は、この勧告に「大海区制等、将来の調整のあり方について」と書いてあるが、この大海区制についてはどういふ見解をとっておられるのか、御答弁を願いたいと思ふます。

まさに筋でございまして、まさ網のような漁業について、その性格から見て、相当広い海域が必要であるというところをいっておられるのだと思ふます。私のほうといたしまして、まさ網のような漁業の性格から考えまして、先般の許可の一斉更新におきましては八ブロックに分けまして、この大海区制を取り入れたわけにございまして。しかし、現実には沿岸漁業と他の漁業との調整の問題が具体的にありまして、地域ごとの操業の実態等をよく見まして、実際には許可の条件で、大海区制の中におきましてさらに狭い水域を指定しているわけにございまして。これは何と申しましても、かりに方向としては相当大きな区域が必要であるといいたしまして、現実には海の上のこととございまして、その場合におきまして他の漁業との関連等十分考慮いたしまして、地元漁民の御納得がいくような形で調整していくのが、どうしても海の上のこととございましてから必要なんではないかと。

そこで、あるいは行政官のほうからの勧告の中に、その問題がもの考え方筋として出ておりますので、直ちにそれが採用されて、制限がいきなりなくなってしまうのではないかと。いような、現地の漁民の方の御心配だと思ふのであります。私も私としては、時間をかけまして、いさなり御納得をいたしまして、そして調整をしていくというのがたまたまございまして、いさなり何の準備もなしに、ばつと大海区制にしてしまふというのことは考えておりません。ただ、行政官のほうでも御指摘のように、そういう調整に便々といふことを、そして、中央の官庁としてはもっと積極的に御納得のいく説明をするなり指導をするなりしたほうがよろしいという御注意をございまして、これもよくわかるわけにございまして。繰り返しますように、今度の勧告を契機といたしまして、いさなり、いわゆる無制限な大海区制にばつと踏み切ってしまうといううな乱暴なことは考えておらぬわけにございまして、御心配のないようにしていただきたいし、さらに私どもといたしましては、それに関しましていろいろ関係者の御意見というものを十分聞きながら調整していく考えがございまして、この点を明らかにしておきたいと思ふます。

○諸永政府委員 ただいま水産庁長官からお答えがありました。その点について同趣旨でございまして、この勧告の文にも書いておきましたように、「大海区制等、将来の調整のあり方について検討を加える」といふこととございまして、将来の調整のあり方として、たとえば大海区制等というところで、大海区制をとるというところが唯一の方法であるとは考えておりません。したがって、ただいま水産庁長官のお答えのとおり、現地の実態を勘案して、現地の実情に即した紛争解決の方法を至急としていただきたい、こういう趣旨でございまして。

○井上(泉)委員 真意は了解したわけにございけれども、私はやはり役所としては注意をいたしたくなくはならぬ。いかに漁民というものが敏感であるかということ。ただ新聞で大海区制の採用ということが出ると、あれほど――昨年度漁業権の更新をやった際も、この大海区制といううなものについては、十分地元で話し合つて云々といううなことが論議されて、別な大海区制の問題について、関係の漁民がそれについては安心しておったわけにございまして。それで今度こういううな問題をやるときはどうか出てくるんだらう、抜き打ちに出てくることはないんだらう、こういうふうに思つておったわけにございまして。いまの長官あるいは行政官の御答弁によつて理解はするわけにございまして。私自身は理解をするわけにございけれども、やはり漁業調整上この海区の問題は避けることができない問題だと思ふのです。大海区制の問題にしろ、その他の区域の問題にしろ、この海区制という問題については、漁業の調整上避けることのできない問題だと思ふが、あえて大海区制といううな表面に打ち出すのは、これは大海区制をやれば、実施を促進せよ、こういうふうに管理官から水産庁に勧告したものでないか。「等」ということによつてごまかしておるけれども、実際は大海区制だ、こういうような受け取り方をするわけにございまして。

いまお二人の方の答弁によりまして、それほど心配することのない発言であるわけにございけれども、これは勧告の字句の訂正をして「大海区制等」とは書かずに、「海区制等」といふことで、大という字をのけるわけにはいかぬですか。

○久米政府委員 御指摘のように、大海区制といふことばで何か一つの観念がそれぞれできるわけにございまして、しかし、実際には関係の漁民の方はこのいきさつはよく御存じでございまして、大海区制といふことで反対反対といふお話もございまして、こまかい調整をいたしまして処理をいたしておるわけにございまして、むしろそういう誤解を避けていた方がいい、こまかい具体的な調整についてのお話し合いをしたほうが適当であらうかと思ふます。ことばを避けましても当然問題は出てくるわけにございまして、そのほうが適当ではないかと思ふます。

○井上(泉)委員 それではどういふように確認をします。いま長官が答弁をされたように、「大海区制等」と勧告の文章にはなつておるけれども、これは地元との話し合い、関係漁民との間の話し合いもつかないのに、そのまま大海区制といふうなことを押し進める意図といふものは、水産庁のほうとしてもないし、あるいは行政官のほうとしても、大海区制を中心に押し進めていく、こういうふうな勧告をしたものでない、この確認をしておいてよろしいかどうかということ、最後に御返事を承りたいと思ふます。

○諸永政府委員 先生の御発言のとおりでございします。

○久米政府委員 私の御説明したとおりであります。

○井上(泉)委員 それでは私は、まだその他水産

関係については幾つかの質問をいたしたいと思うわけですが、こういうふうな、さきやかでありまして一つの法律をつくるときには、まことにけつこうな明文で法律をつくっておるわけですが、ところが、法律が効果があがらないような状態が出たからこれを廃止するということになりましたならば、やはりそれに対する代償というものは、伊賀委員も質問をされておりましたように、こういう安定基金の解散についての法律を出すというときには、やはり何といひしても魚価が安定をするということが漁民にとっては不可欠な要件なので、これについて政府としての態度というものを表明していただかないと、漁民としては、ほんとうに水産行政が漁民のものとは縁遠い。どんな輸入水産物で日本の沿岸漁業は荒らされてしまふ。さらにはまた近海漁場は、アメリカ軍の演習場になったり、自衛隊の演習場になったりしてしまふ。こういうような不安を持つたので、政務次官としてこの辺の漁民の不安に対する、魚価安定に対する今後の施策について、伊賀委員にもお答えになったことですが、私としても一回ひとつ見解を承って、私の質問を終わりたいと思います。

○安倍政府委員 この問題につきまして、先ほどの伊賀委員に対してもお答えをいたしたのでありますが、この魚価安定基金が廃止されました。さらに後に、われわれは積極的に魚価安定対策あるいは漁民の所得向上のための対策、あるいは環境衛生関係に対する対策等、総合的にひとつ積極的な姿勢で進めて、そうしていずれ国会の御審議も経なければならぬ、こういうふうな考えておるわけであります。

○足立委員長 関連質問の申し出がありますので、赤路友蔵君に一回だけ許します。

○赤路委員 行管のほうからお見えになっておりますので、ちよつと行管のほうへ申し上げておきたいのですが、行管のほうは行管のほうとして、それぞれの立場があつて勧告されたことだと思ひます。勧告するときにはその立場を十分調査し、

その影響等を考えておられると思うのですが、この安定基金法は、先ほどもちよつとありましたが、生産調整組合法と二人三脚で出た法律なんです。これはばらばらで出たのじゃないのです。非常にサンマがたぐさんとれて、価格が落ちてどうにもこうにもならぬ。そこでどうするかというところで、生産調整を行なう。生産調整を行なった場合、それは出るべき船が操業に出ないわけですから、その面に対して安定基金をもつて少しでも補償の形をとらう、こういうので、二人三脚でできたものです。だから、安定基金だけほんとはずしてしまひますと、あと一本立ちで立っているようなかっこうになるわけですが、私もこの安定基金制度というものが、サンマ漁ならサンマ漁というものをとつて考えてみまして、十分でなかったと考へます。十分ではなかったが、ゼロでなかったこともまた事実なんです。ゼロではなかった、しかし十分ではなかったわけでありまして、今度生産調整組合法だけになりますと、漁況の変化というものはわかりませんから、ここのサンマ漁期になつてうんととれたときは、先ほど来長官のほうから何か残余のものがあるからそれでもかなうようなお話があつたようであります、それから早急に総合的な対策を立てる、こういうようなこともございまして。しかし、この総合対策というのは、なかなかそう早急にここのやつの間に合う、あるいはひよつとしたら来年度のものに間に合うかどうかということすらもちよつとどうかと思ひます。先ほどの伊賀君の質問の中にも、生産調整組合法を一体どうするのだということがあつた。長官の答弁では、それはそれなりに役に立つであらう、率直に言えばこういう答弁でした。そうでしょう。それはそのとおりなんです。しかし、長官のおっしゃるその答弁は、あまりにもその考へ方が安易でないか。もつと突っ込んで言えば、行政庁としてはそれは逃げた、こういうことを言わざるを得ないわけですが、この調整組合法は、業者にかつてに生産調整をしないといふことなんです。もう一つの柱といひますが、二人三脚で

あつた片方がとれてしまったのだから、そのところはやはりよほど考へていただかなければならぬ。十分ではなかったがゼロではなかったのだ。それだけにあと万と申しますか、豊漁の場合これにどう対処するかといふことは、この際真剣になつて考へていただきたいと思ひます。

何か井上君のほうから、漁獲の減退云々というような話がありましたが、もう専門であれでしようが、私がいまうろ覚えではつきり覚えておりませんが、サンマの状態をずっと見てみますと、明治の初期から大体十五年周期で山坂ができておるようです。ところが、三十年から三十二年へかけてだつたと思ひますが、この周期的なものがくずれて、そして非常に変則的なものになつてきておる。そういうサンマの従来の周期説というものが、全然適合しないような形になつてきておるというこゝ。したがつて、いままで安定基金制度ができてから、むしろサンマはずつと漁獲が減退している。しかし、いつまでもそういう状態であるというこゝではないわけですから、私がこゝで申し上げたいことは、そういうような二人三脚で出たものの一つを、たとえそれが不十分であつたにしてもとつたのだから、それに対応するようなのものが、いやもつとそれ以上のものが、早急にこの際考へられるべきでないか。それがよくれますと、また問題が出てくる可能性がありますので、そういう点だけを一点申し上げておきたかつたわけですが、これは私は答弁を求めません。そういう事態にある、こういうことでもあります。

○足立委員長 次回は明二十四日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十六分散会

昭和四十三年五月一日印刷

昭和四十三年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局